

ひらめくアイデア!まず相談!

特許のてびき

特許一般事務

- ●日本国内における特許・実用新案・意匠・商標(サービスマーク)に関しての 出願、意見書・答弁書の提出、異議申立、審判請求、判定、鑑定、裁定、訴訟
- ●世界各国に対する前記出願の代理
- ●PCT(特許協力条約)出願の代理
- ●特許権等の侵害事件に関する共同代理及び補佐
- ●特許権等に関する登録手続、管理及び実施契約書作成の相談
- ●これらの特許一般事務の顧問

調査事務

●特許・実用新案・意匠・商標(サービスマーク)の調査

発明相談

●特許・実用新案・意匠・商標(サービスマーク)の無料相談

依頼事件内容の秘密は厳守致します

中 村 原 田 国 際 特 許 商 標 事 務 所 所長 弁理士 中村 政美 所長 弁理士 原田 寛

〒120-0034 東京都足立区千住2-3 吾妻ビル7階

電話: 03-6812-1655 FAX: 03-6812-1656

E-mail: info@nakamuraharada-pat.jp

■もくじ

- 1. 概略説明
- 2. 特許出願手続のあらまし
- 3. 実用新案登録出願手続のあらまし
- 4. 意匠登録出願手続のあらまし
- 5. 商標登録出願手続のあらまし
- 6. 商標登録出願に際する商品・役務区分事務所案内及び当所へのアクセス

1. 概略説明

お問い合わせ・ご来所有り難うございます。出願時の費用、手続の概略その他は次の通りです。ご検討下さい。 ご依頼の際には**着手金**をお願いしており、出願原案作成後の出願中止には、原案作成料をお願いしています。

特許として出願する場合には…

- ① 権利期間は出願日から起算して20年。
- ② 審査請求によって審査され、場合によっては拒絶されることもある。
- ③ 費用は出願時に平均して約30~38万円前後、審査請求時(出願から3年以内)に15万円前後、特許時に15~25万円前後、もし拒絶通知があって意見書等を提出する場合には10万円前後の費用が別にかかる。[一定条件を満たせば、審査請求印紙料等の軽減措置あり/請求項数による増減]
- ④ 審査に要する期間は審査請求手続後早ければ6ヶ月、平均的には1.5年程度(分野により異なる)。 (※審査請求・権利化が遅れると独占期間は実質的に短くなる)
- ⑤ 早期審査に関する事情説明書を提出し、早期審査対象になると審査通知は2~3ヶ月程度となる。
- ⑥ 特許公報の発行日から6ヶ月間に限り、特許異議申立(書面審理)が認められている(維持/取消)。

実用新案登録として出願する場合には…

- ① 権利期間は出願日から起算して10年。
- ② 実体審査はなく、出願後2~3ヶ月で登録される。
- ③ 模倣に対する権利行使時には特許庁作成の実用新案技術評価書の提示が必要(これの作成請求手続の有無は登録に影響なし、評価書の権利有効性の特許庁判断は強い、評価書の評価内容によっては相手方から権利無効審判が請求されることもある)。
- ④ 費用は出願時に約30~36万円前後(3ヶ年分の登録料を含む)、技術評価書作成請求時には別に約5~6万円前後の費用がかかる。
- ⑤ 出願後3年以内であれば、特許出願に変更できる(評価書請求手続をしていないこと、実用新案権を放棄すること等)。

意匠登録として出願する場合には…

- ① 出願すれば自動的に審査され、場合によっては拒絶されることもある。
- ② 権利期間は出願日から起算して25年(令和2(2020)年4月1日以降の出願に適用)。
- ③ 費用は出願時に平均して約12~18万円前後、登録時に11万円前後、もし拒絶通知があって意見書等を提出する場合には7~8万円前後の費用が別にかかる。
- ④ 審査に要する期間は出願後早ければ6ヶ月、平均的には10ヶ月程度(分野により異なる)。

商標登録として出願する場合には…

- ① 出願すれば自動的に審査され、場合によっては拒絶されることもある。
- ② 権利期間は登録日から起算して10年、但し更新可能。
- ③ 費用は出願時(1商標1区分)に平均して約7~8万円前後、登録時に10万円前後、もし拒絶通知があって意見書等を提出する場合には7~8万円前後の費用が別にかかる。
 - なお、多区分の場合は1区分増加毎に、出願時で約5万円、登録時で約7万円が加算される。
- ④ 審査に要する期間は出願後早ければ4ヶ月、平均的には6ヶ月年程度(分野により異なる)。
- ⑤ 登録公報の発行日から2ヶ月間に限り、登録異議申立(書面審理)が認められている(維持/取消)。

調査は・・・ (※調査時間・難易度・検索対象件数その他で異なり、また完全な調査は困難ですので、目安として下さい)

- ① 特許・実用新案・意匠の場合で平均7~9万円。
- ② 商標の場合(1商標・1区分)で3万円程度。



①出願番号は、特許庁で出願を受理した後に出願と同時に付与 する出願受理番号です。以後、特許庁ではこの出願番号によっ て手続きが処理されます。

出願後の新規事項の追加補正はできません(国内優先出願)。

②出願後1年6ケ月経過すると出願内容が公開されます。

公開公報の写しは当所で整理が終了次第無料でお送りしま す。内容と同一のものが他人によって製造販売されている場合 には出願公開された旨を警告しておくことで、後日、特許された ときにはその間の補償金を請求することができます。

必要があれば、早期の出願公開を請求できます。

- ③出願日から3年以内にしない場合には、特許性有無の内容審 査はなされず、自動的に取下げられたものとなります。出願と同 時に提出してある場合は不要です。
- ④拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所 担当者あてにご連絡下さい。
- ⑤意見書・手続補正書を提出した場合はその控、費用の請求書 をお送りします(補正可能範囲に制限あり)。
- ⑥拒絶査定に不服がある場合は、それが特許庁から発送後3ケ 月以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を 請求することができます。なお、審判請求と同時に、出願内容を 再度明確(補正)にして特許を認めやすくすることができます。
- (7)拒絶審決の取消を知財高等裁判所に訴えることができます。
- ⑧特許料を納付します。特許査定謄本が特許庁より送られてきま すと当所から直ちに通知し、成功報酬及び特許料の請求書をお 送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に特許料 を納付しなければ、優れたアイディアとして認められても出願が 却下処分になり権利化されません。当所の指定期限内に早急に お支払い下さい。
- ⑨特許証をお送りします。特許されますと、同一のものが他人に よって製造、販売されている場合にはこれの差止め、損害賠償 等を請求することができます。
- ※特許権を継続させるための特許料を毎年納付します。
- ⑩特許された発明を掲載した公報が発行されますと、その公報 (原本)をお送りします。
- ◎一定条件を満たせば、審査請求印紙料・特許料の軽減措置 の適用あり。早期審査・優先審査制度が利用可能。
- ◎特許出願中のものに対して、情報提供(刊行物等提出書)は 可能です。

◎異議申立があった場合は特許庁自ら適否を判断します。

- ①他人から特許異議申立があった場合には、その副本が送られ てきますが、異議申立自体に対する答弁は不要です。
- (2)特許異議申立審理中の取消理由通知に対して意見書・訂正請 求書を提出した場合は、その控、費用の請求書をお送りします。
- ⑬異議申立自体に理由がない、あるいは意見書等によって取消 理由が解消されると、特許が維持されます。
- 4 異議理由があるとして特許が取消された場合には、その決定 の取消を求めて知財高等裁判所に訴えることができます。

3. 実用新案登録出願の手続きのあらまし

[2018年 4月 1日以降の出願に適用]

実用新案登録出願[願書・実用新案登録請求の範囲・明細書・要約書・図面] 電子化対応[オンライン]…出願受理/出願番号の通知①/識別番号(出願人自身)の付与 方式審査 ② 基礎的要件の審査・分類付与 ③ 補正命令 ④ 手続補正書(方式) 出願無効処分 手続補正書 ⑤ (明細書・図面等の補正) 設定登録(登録証交付) ⑥ (登録番号)[登録料(年金)納付管理] 存続期間は出願日から10年(延長なし) 登録実用新案公報に掲載 (7) (実用新案掲載公報) 特許出願への変更① (出願日から3年以内、その他の条件あり) 実用新案技術評価書の請求⑧ (請求から2~3ケ月後に交付) 実用新案登録無効の審判 ⑨ 実用新案登録の訂正 ⑩

① 出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する出願 受理番号です。登録までこの番号によって手続が処理されま

包括委任状の提出

- ② 出願様式のチェック、出願印紙料・登録料(1年目から3年 目分まで、請求項数によって異なる)の納付の有無等の審査が 行われます。
- ③ 出願内容に対応した国際特許分類が付与され、要約書チ エック、基礎的要件(物品形態性、公序良俗、単一性、記載要 件の有無等)のみの審査が行われますが、有効性の有無等の 審査は行なわれません。
- ④ ②の方式要件、③の基礎的要件の不備がある場合に、通 知指令されます。指令に対応した手続補正書等を提出しませ んと出願が無効とされます。
- ⑤ 明細書・図面・要約書等の自発補正は、出願日から2ヶ月 以内にしなければなりません。但し、新規事項の追加補正は できません(→国内優先出願)。
- ⑥ 出願後約2~3ヶ月で登録され、この設定登録によって実 用新案権が発生します。また、4年目以降は権利を継続させる ための登録料を納付します。

登録内容と同一のものが他人によって製造、販売されている 場合には、これの差止め、損害賠償を請求することができま す。但し、相手方に実用新案技術評価書(⑧参照)を提示しな ければなりません。

- ⑦ 公報には、出願人・考案者等、考案の名称、実用 新案登 録請求の範囲、図面の簡単な説明、図面、要約書等が掲載さ れます(この公報は当所から無料送付)。
- ⑧ 権利行使の濫用を防止するため、請求項毎の登録性につ き特許庁が評価するものです(有料)。 何人も、出願以後であれ ば何時でも何回でも請求できます。評価書請求手続後の特許 出願への変更は不可。
- ⑨ 登録前には、権利の有効性(新規性、進歩性の有無等)に ついての実質的な審査が行われていませんので、無効とされ る蓋然性が高くなります。
- ⑩ 登録の有効性等に瑕疵ある場合に、請求項毎の削除(何 回でも可)あるいは一定条件の下で訂正(1回のみ)できます。 侵害訴訟事件中では、これに関連した無効審判事件の審理が 優先されます。
- ①実用新案権として認められても、特許出願に変更し、特許と して認められるかどうかにつき審査を受けることができます。但 し、実用新案権を放棄すること、実用新案技術評価手続をして いないこと、実用新案登録出願日から3年以内であること等が

※実用新案登録の有効性の条件は、出願時での新規性・進歩 性、先願であること、準公知(拡大先願)でないこと等です。登 録性(見込み)の調査・相談は、当所でも行ないます(有料)。

意匠登録出願[願書(説明/特徴記載)・図面(写真・見本)] 包括委任状の提出 電子化対応「オンライン]…出願受理/出願番号の通知(1)/識別番号(出願人自身)の付与 方式審査 内容審査 (出願から平均して6ヶ月~1年程度) ▶ 拒絶理由通知 ② (40日以内) 意見書·手続補正書 ▶ 拒絶査定 ④ (3ケ月以内) 審判請求 ▶ 拒絶審決 審決取消訴訟 登録査定 (5) (査定時から30日以内に納付) 登録料納付 (約3週間) 登録証交付(登録番号) ⑥

[意匠権の存続期間は

[登録料(年金)納付管理]

意匠登録公報 (7)

出願日から25年]

- 出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する整理番
 - 拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当 所担当者あてにご連絡下さい。

号です。以後、特許庁ではこの番号によって手続が処理さ れます。当所からもこの出願番号によって連絡します。

- 意見書・手続補正書を提出した場合はその控、費用の請求 書をお送りします。
- ④ 拒絶査定に不服がある場合は、それが特許庁から発送後3 ケ月以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な 審理を請求することができます。
- ⑤ 登録料を納付します。登録査定謄本が特許庁から送られて きますと、当所から直ちに成功報酬及び登録料の請求書を お送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に 登録料を納付しなければ、優れたデザインとして認められて も出願が却下処分になり権利化されません。当所の指定期 限内に早急にお支払い下さい。
- 登録証をお送りします。 意匠権を継続するための登録料を毎年納付します。
- 登録された意匠を掲載した公報が発行されますと、その公報 (原本)をお送りします。
- ※1. 意匠登録出願手続では、出願審査請求・出願公開・登録異議 申立はありません。
- ※2. 意匠権の場合は、類似する意匠も権利範囲に含まれますが、 類似するか否かについて問題が生じる場合があります。あらかじ め、類似すると思われる形態のもの、更にはコンセプトが同じで 時代の変化によって異なるデザインとなったものを関連意匠とし て出願・登録しておくことで類似範囲を明確にし、また時代変遷 によるデザイン変更に対応することができます。但し、この関連 意匠は、存続している本意匠の出願日から10年以内に出願する 必要があります。
- ※3. 物品の部分、組物の意匠(構成物品は別に定められている) として出願することも可能です。
- ※4. 物品についての従来にはない特徴ある部分は、それを積極 的に審査・審判官に説明することが有効です(特徴記載書の提 出)。

意匠権の存続期間は出願日から25年間です。

|商標登録出願[願書(商品・役務)・商標見本(標準文字/立体的形状/動き・ホログラム・色彩・音・位置商標) | 包括委任状の提出 ※ 第1~34類は商品の区分/ 第35~45類は役務の区分(サービスマーク) ※ 1出願で多区分も指定できます。 電子化対応「オンライン]…出願受理/出願番号の通知 ①/識別番号(出願人自身)の付与 方式審査 内容審査 (出願から平均して4ヶ月~10ヶ月程度) ▶ 拒絶理由通知 ② (40日以内) 意見書·手続補正書 物件提出書・出願の分割 ③ ▶ 拒絶査定 ④ (3ケ月以内) 審判請求 拒絕審決 ⑤ (30日以内) 審決取消訴訟 登録査定 ⑥ (査定時から30日以内) 登録料納付 (全納/分納) (約3週間) 商標登録証送付(登録番号)⑦ 「商標権の存続期間は 登録日から10年…更新可能] 登録商標掲載公報 ⑧ — 商標登録異議申立 ⑨ (公報掲載日から2ケ月以内) (30 日以内に理由補充可能) 異議審理 ▶ 登録取消通知 ⑩ (40日以内) 意見書等 維持決定 ① 取消決定 商標権存続期間更新登録申請 (2)

- ①出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する整理番号 です。以後、特許庁ではこの出願番号によって手続が処理されま す。当所からもこの出願番号によって連絡します。
- ②拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所担 当者あてにご連絡下さい。
- ③意見書・手続補正書・物件提出書等を提出した場合はその控、 費用の請求書をお送りします。このとき、場合によっては、引用さ れた商標(サービスマーク)との抵触を回避するため、指定商品 (役務)を減縮します。そのため権利として必要とする指定商品(役 務)が何であるかを当所担当者あてにご指示下さい。

出願時に1願書で多区分を指定した場合、拒絶理由通知の内容 によって出願分割の手続きが必要になることがあります。

また、引用商標権者に対する譲渡交渉、あるい引用商標の取消 審判等の手段もあります。

- ④拒絶査定に不服がある場合は、その書類が特許庁から発送後 3ケ月以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理 を請求することができます。
- ⑤拒絶審決の取消を求めて東京高等裁判所に訴えることができ
- ⑥登録料(10年分の全納/前・後期に分けた場合の前期分の分 納)を納付します。登録査定謄本が特許庁より送られてきますと当 所から成功報酬及び登録料の請求書をお送りします。この査定謄 本が発送されてから30日以内に登録料を納付しなければ、優れ た商標として認められても出願が無効となります。無効になった場 合には同一商標が他人に取得されることもあります。

[なお分納によった場合には、その登録後5年経過前に後期分 の登録料を納付することができます。]

⑦商標登録証をお送りします。登録後は、同一・類似の商標が他 人によって同一・類似の商品(役務)に使用されている場合にはこ れの差止め、損害賠償等を請求できます。

なお3年以上不使用の場合に第三者からの請求によって商標権 が取消されることがあります。

- ⑧登録された商標を掲載した公報が発行されますと、その公報 (原本)をお送りします。
- ※ 商標登録出願手続では、出願審査請求はありません。登録 後であっても登録の信頼性を高めるために異議申立があった 場合は特許庁自らその適否を判断します。
- ⑨他人から商標登録異議申立があった場合には、その副本が送 られてきますが、これに対する答弁は不要です。
- ⑩商標登録異議申立の審理中に取消理由通知があり、意見書等 を提出した場合は、その控、費用の請求書をお送りします。
- ① 異議申立自体に理由がない、あるいは意見書等によって取消 理由が解消されると、登録が維持されます。
- ②登録後10年の存続期間満了までに更新申請手続を行えば、更 に10年間更新されます。

6. 商標登録出願に際する商品・役務区分 [国際分類第11版対応] 2018.1.~

商標登録出願では、商標法施行規則(第3条別表)によって定められている商品・役務を分類した区分毎に、商標を使用する商品・役務を指定します。商品は第1類から第34類までに、同じく役務は第35類から第45類までに夫々分類されています。

その概要は以下の表の通りですが、具体的な商品・役務名の表示は別途定められていますので、その表示は出願時に打ち合わせます。

◎商品の区分(商品表示は参考です)

問品の区分(商品表示は参考です)
第 1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2類	塗料,着色料及び腐食の防止用の調製品
第 3類	洗浄剤及び化粧品
第 4類	工業用油,工業用油脂,燃料及び光剤
第 5類	薬剤
第 6類	卑金属及びその製品
第 7類	加工機械,原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第 8類	手動工具
第 9類	科学用, 航海用, 測量用, 写真用, 音響用, 映像用, 計量用, 信号用, 検査用, 救命用, 教育用, 計算用又は情報処理
	用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制
	御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用, 加熱用, 蒸気発生用, 調理用, 冷却用, 乾燥用, 換気用, 給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品,旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品,帆布製品,詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	繊維用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製力バー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	マ <u>〜(</u> 2000年元け 矣と です)

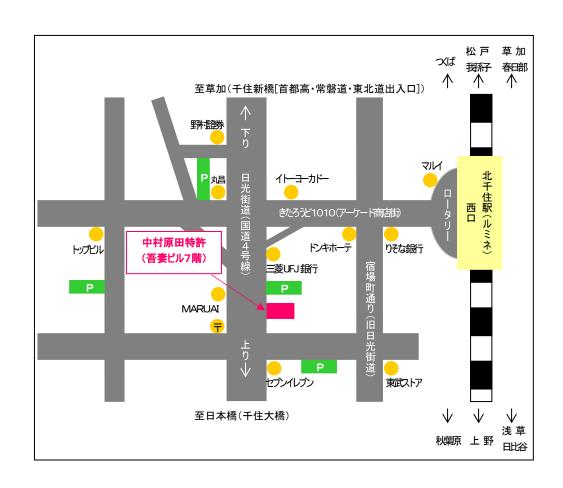
◎役務の区分(役務表示は参考です)

第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。), 警備及び法律事務

事務所案内

中村原田国際特許商標事務所 所長 弁理士 中村 政美 • 所長 弁理士 原田 寛

〒120-0034 東京都足立区千住2-3 吾妻ビル7階 電話:03-6812-1655(代表) FAX:03-6812-1656 E-mail: info@nakamuraharada-pat.jp



◆電車

JR常磐線、東武スカイツリーライン 東京メトロ千代田線・日比谷線、つくばエクスプレス 北千住駅西口下車600m(徒歩8分)

- ◆バス 都営バス、東武バス 千住二丁目バス停留所下車
- ◆車 首都高速 千住新橋出口から日光街道上り5分